

新型コロナウイルス感染症対策(インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長(内務大臣指示の発出))

令和3年11月22日
在スラバヤ日本国総領事館

- ジャワ・バリでの活動制限が11月29日まで延長されました。
- 本内務大臣指示により、当館管轄地域である東ジャワ州内38県市のうち、クディリ市等4県市県のレベルが引き下げられ、レベル3が17県、レベル2が13県市、レベル1が8県市と区分されました。スラバヤ市は引き続きレベル1のままです。
- ジャワ・バリ内の主要都市の活動制限レベルに変更はありません。また、ジャカルタ首都特別州等に適用されている活動制限レベル1の制限内容にも、変更はありません。

1. 11月15日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を、11月29日まで延長する旨の内務大臣指示(2021年60号)を発出しました。

2. 本内務大臣指示により、当館管轄地域である東ジャワ州では、クディリ市等4県のレベルが引き下げられ、その結果、東ジャワ州内38県市では、レベル3に17県市、レベル2に13県市、レベル1に8県市と、それぞれ区分されました。

※東ジャワ州内の県市の活動レベル:

<レベル3:17県>

サンパン県、ジェンベル県、シトウボンド県、スムヌップ県、トゥバン県、トゥルンアゲン県、トレンガック県、パスルアン県、パメカサン県、バンカラン県、ブリタル県、プロボリンゴ県、ボジョヌゴロ県、ポノロゴ県、ボンドウオソ県、ルマジャン県、ンガンジュック県

<レベル2:13県市>

クディリ県、グレシック県、シドアルジョ県、パチタン県、パトゥ市、バニユワンギ県、プロボリンゴ市、マゲタン県、マディウン県、マラン県、マラン市、モジョケルト県、ンガウイ県

<レベル1:8県市>

クディリ市、ジョンバン県、スラバヤ市、パスルアン市、ブリタル市、マディウン市、モジョケルト市、ラモンガン県

3. 同内務大臣指示では、ジャカルタ首都特別州の活動制限レベルはレベル1が維持されており、また、ジャワ・バリ内の主要都市の活動制限レベルは変更されていません。

3. ジャワ・バリ内での活動制限レベル1の内容に変更はありません。活動制限レベル1の内容については、11月4日付の当館お知らせ

(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100255425.pdf>)を参照ください。

4. 活動制限レベル2及び3の地域においては、輸出指向企業及び国内市場指向企業を対象に一定の条件の下で100%の出勤での活動を認める措置が継続しています(詳細は、9月1日付けの当館お知らせ(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100229509.pdf>)を参照。)

5. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。(了)